

**一級河川淀川水系寝屋川流域恩智川（法善寺）  
遊水地事業に関する事業認定理由**

平成22年3月31日付けで大阪府から申請のあった一級河川淀川水系寝屋川流域恩智川（法善寺）遊水地事業について、事業の認定をした理由は、以下のとおりである。

**1 土地収用法（以下「法」という。）第20条第1号の要件への適合性**

申請に係る事業は、大阪府八尾市神宮寺三丁目地内及び柏原市法善寺四丁目地内に施行する「一級河川淀川水系寝屋川流域恩智川（法善寺）遊水地事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

**2 法第20条第2号の要件への適合性**

一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うとされているところ、同条第2項の規定において国土交通大臣が指定する区間内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができるとされていることなどから、起業者である大阪府は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

**3 法第20条第3号の要件への適合性**

## (1) 得られる公共の利益

一級河川淀川水系恩智川（以下「恩智川」という。）は、その源を大阪府と奈良県の府県境にまたがる生駒山地に発し、多数の支川を合わせながら、大阪府東部地域の柏原市、八尾市を南から北へ貫流し、八尾市福万寺町地内で一級河川淀川水系第二寝屋川（以下「第二寝屋川」という。）と分流し、大東市住道地内で一級河川淀川水系寝屋川（以下「寝屋川」という。）と合流する流路延長15.4km、流域面積約51km<sup>2</sup>の河川であり、その流域は寝屋川流域の東南部に位置している。

寝屋川流域は、その大部分が低平地であり、浸水被害を受けやすい地理的特性を有している。また、昭和30年代からの高度経済成長に伴い急激な都市化が進んだため、いわゆる都市型水害が頻発しており、特に、昭和32年6月には大阪府下全体で床上浸水22,512戸、床下浸水90,559戸、昭和57年8月には寝屋川流域で床上浸水6,778戸、床下浸水43,262戸の被害を受けるなど、浸水被害が発生している。

このような状況に対処するため、起業者は、寝屋川流域の基準点である京橋口地点での基本高水流量を2,400m<sup>3</sup>/秒とし、平成14年7月、昭和32年に八尾市で観測された最大時間雨量62.9mm、最大24時間雨量311.2mmの戦後最大実績降雨による洪水を安全に流下または貯留させることを長期の目標とした淀川水系寝屋川ブロック河川整備計画（以下「河川整備計画」という。）を策定し、順次河川改修等が実施されているところである。

恩智川においても、第二寝屋川分派点より上流の区間（以下「恩智川上流部」という。）では、大阪府の当面の治水水準の目標である時間雨量50mm規模の洪水への対応ができておらず、たびたび浸水被害に見舞われており、平成9年8月には床上浸水5戸、床下浸水433戸、また、平成11年8月には床上浸水5戸、床下浸水86戸の被害が発生している。

恩智川の治水対策は、河川整備計画に基づき、寝屋川への放流量220m<sup>3</sup>/秒、第二寝屋川への放流量100m<sup>3</sup>/秒を安全に流下させることを目的として、河道改修及び3つの遊水地等の整備を行うこととしてい

る。

本件事業は、このような状況の下、恩智川上流部において基本高水流量 $65\text{m}^3/\text{秒}$ のうち $30\text{m}^3/\text{秒}$ を調節するため、 $161,000\text{m}^3$ の貯留容量を確保する遊水地を整備する事業である。本件事業の完成により、恩智川上流部における時間雨量 $50\text{mm}$ 規模の降雨について安全に流下させることができるとともに河川整備計画で定められた第二寝屋川への放流量 $100\text{m}^3/\text{秒}$ を達成するために必要不可欠な調節が可能となり、寝屋川流域における浸水被害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、起業者は、低騒音機械を使用し、必要に応じて騒音対策を実施することとしており、あわせて防塵対策として散水等を実施するなど、周辺的生活環境等に配慮しながら施工することとしていることから、その影響は軽微なものであると認められる。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者において、本件区間及びその周辺の土地に生息する可能性のある希少な動植物に与える影響について、環境影響評価法等に準じて平成19年11月に現地調査や既存文献を基に実施した調査によると、本件事業地及びその周辺の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。また、本件事業地及びその周辺の土地には、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ、大阪府レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているドジョウ、準絶滅危惧として掲載されているヒメモノアラガイ及びセッカ並びに要注目として掲載されているタモロコ、カワウ及びケリが確認されたが、起業者は本件事業の施行にあたり、生物の生息拠点とするために、植生により水質を

浄化する機能を有する常時池を遊水地内に設置するなど環境の保全に配慮した整備を行うため、影響は軽微であると認められる。

さらに、本件事業地内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が3箇所存在するが、起業者は、大阪府教育委員会との協議により、所要の文化財調査及び記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、寝屋川流域の浸水被害を軽減し、治水安全度の向上を図ることを主な目的として、遊水地を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

事業計画の決定にあたっては、河道拡幅案及び恩智川治水緑地拡幅案、遊水地新設案（申請案）並びに遊水地分散新設案の3案について比較検討が行われている。申請案と比較すると、河道拡幅案及び恩智川治水緑地拡幅案は、取得必要面積は少ないが、支障物件が多く、地域住民に与える影響が大きくなる。また、遊水地分散新設案は、宅地の取得面積及び支障となる建物の戸数は少ないが、鉄道施設の防護及び各遊水地での排水施設の必要から事業費が大きくなる。一方、申請案は、橋梁や鉄道等への影響がないことから工期が最も短く、事業費が最も廉価であることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

また、本件事業の遊水地の範囲及び形状については、土地の利用状況や十分な貯水容量の確保を考慮し、申請案、申請案より北側に広がる田畑も範囲に含めた面積拡大案及び河床の一部を自然排水が可能な限り掘り下げて必要面積を最小とする最大掘り下げ案の3案について比較検討が行われている。

申請案は、支障物件が最大掘り下げ案と同数で最も少ないこと、掘削土量が最も少なく事業費も最も廉価であることなどから、最も合理

的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、恩智川上流部など寝屋川流域では、たびたび浸水被害が発生していることから、浸水被害の軽減のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、東大阪市長、八尾市長、柏原市長等の流域の自治体の長からなる東部大阪治水対策促進協議会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、法第20条の規定に基づき事業の認定をするものである。